

岩手県告示第772号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成21年10月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の名称	保証成分量・その他の規格	生産業者		失効年月日
			氏名又は名称	住 所	
岩手県第 230号	醗酵けいふん	窒素全量 3.0 りん酸全量 2.5 加里全量 2.5	株式会社十文字チキンカ ンパニー	岩手県二戸市石切所字火 行塚25番地	平成21年 5 月16日
岩手県第 208号	くみあい有機 入り化成562V	窒素全量 5.0 りん酸全量 6.0 内く溶性りん酸 4.2 加里全量 2.0 内く溶性加里 1.8	コープケミカル株式会社	東京都千代田区一番町23 番地 3	平成20年 2 月 4 日
岩手県第 186号	カルシュート	アルカリ分 46.0	アイ・ティー・エスファ ーム株式会社	東京都江東区亀戸二丁目 35番13号	平成21年 2 月24日